

令和七年度
事業報告書

(社会福祉法人東静会)

中野区さつき寮

令和7年4月1日から社会福祉法人東静会が母子生活支援施設「中野区さつき寮」の運営の受託を始めました。本法人は利用者の最善の利益のために、24時間365日対応できる職員体制で母と子どもの見守り、生活支援を行いながら、再び社会で自立して生活ができるような支援に努めています。

<社会福祉法人東静会の基本理念>

1. 利用者の尊厳

利用者一人ひとりの思想や人格を尊重し、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスを提供します。

2. 利用者の自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自己実現ができる自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3. 安心で安全な生活

利用者や家族が安心して安全な生活ができるよう支援します。

4. 地域との連携と社会貢献

地域住民または自発的な活動等と連携し、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民と利用者はあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たします。

<事業目的>

中野区さつき寮が児童福祉法に定められた母子生活支援施設であることから、その精神のもとで、また「全国母子生活支援施設協議会 倫理綱領」を遵守し、母子家庭に対し、安心して安全な生活ができる環境と教育や就労などの機会を提供することで利用者が円滑に自立できるよう支援していく。そして地域家庭に対しては、子育て支援事業を積極的に展開し、信頼される施設を目指していく。

<運営の基本理念>

社会福祉法及び児童福祉法に基づき、民主的な施設運営、基本的人権の尊重を基礎に、母親と共に子どもの健全育成を推進する。生活支援にあたっては、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び稼働の状況に応じて就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談、助言を行う等の支援により、その自立の促進に努める。

そして、社会的存在としての役割に鑑み、社会資源の一つとして施設機能を十分に発揮し、施設利用者及び地域住民の福祉推進の中核になるよう、社会的連携を尊重していく。また関係機関や関係団体等とも連携を保ちながら、母子の保護及び生活の支援にあたる。利用契約による施設の適切な利用のために、情報の提供や提供するサービスの質の評価、苦情の適切な解決にも努める。

<運営の基本方針>

母子福祉対策の流れの中で母子生活支援施設の果たす役割に目を向け、子どもの福祉を進める立場から、利用者のニーズに対応し、職員の人間性・専門性を高めるとともに設備を充実して支援の質の向上をはかる。

- (1) 利用者支援の質の向上
- (2) 施設の安全管理
- (3) 職員の資質向上
- (4) 社会福祉教育への協力
- (5) 地域社会との連携
- (6) 関係機関との連携

<沿革>

昭和24年4月1日	東京都の母子寮として設立
昭和40年4月1日	東京都から中野区へ移管
平成22年4月1日	中野区沼袋から中野区中央へ施設の新設移転
令和7年4月1日	中野区から社会福祉法人東静会が運営受託

<令和7年度 事業報告>

(1) 利用状況

中野区長からの母子保護の実施の通知を受けて、母子の方々が中野区さつき寮を入所利用した。

(2) 相談、保育、学童保育等支援の状況

原則として未就学児童は地域の保育所に通所、学齢児童は通学区域内の学校に通学し、低学年は放課後児童クラブの活用を促した。これを補完するものとして、施設内での保育を行い、母親が安心して就労できる環境を保障し、児童の健全育成に努めた。

(3) 学習支援の状況

自立退所後も家庭学習の習慣化、基礎学力の確立、成績の向上を目指して、学習会を開催し児童の希望により学習の支援をした。

(4) 母親への支援の状況

多様化する様々なニーズについて、関係機関の協力を得ながら、母子の意向に沿って面談でつくられた自立支援計画にもとづいて、地域で生活するための準備に役立つ支援をした。

(5) 健康・衛生管理

利用者に年2回の健康診断の受診をお願いし、予防接種等の情報提供をした。また、専門業者による害虫駆除を年2回行った。

(6) 関係機関との連携の状況

関係機関の理解と協力を得て、必要と思われる社会資源を紹介しながら利用者の生活を支援した。

(7) 各行事の状況

母の日行事、バスハイク、クリスマス会等の家族向け行事、また、遠足、芸術教室等の児童向け行事を多数開催し、有意義なひとときを経験できる機会を提供した。

(8) アフターケアの状況

メール、電話、来訪での相談に応じ、必要に応じ家庭を訪問した。また、さつき寮の行事に招待し、「ひとり親家庭交流会・子育て相談会（アフターケア事業）」を開催し、集いの場を提供した。

(9) 苦情解決について

職員の対応や他家庭への苦情について丁寧に対応し、利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上に努めた。第三者委員への相談はなかった。

(10) 利用者アンケート（意見表明）について

母親懇談会及び学童ミーティングを開催し、生活や行事の説明と共に、利用者からの意見を聞く機会を設けた。

(11) 自己評価、第三者評価

指定管理者の受託1年度目にあたり職員の自己評価を実施し、業務・支援の振り返りを行った。第三者評価事業は次年度以降に受審する予定である。

(12) 防犯・防災対策

火災・地震・不審者の侵入・その他の災害の予防及び人命の安全ならびに被害の拡大防止をはかることを目的として、毎月訓練を実施した。

(13) 施設管理、整備の状況

施設全体を明るく清潔で安全に維持し、利用者が気持ちよく日常生活を送れるよう、職員は日々清掃活動や施設管理を行った。また、専門業者のボランティア活動により退去後の居室の清掃のお手伝いをお願いした。

(14) 中野区との協議内容

中野区と定期的に連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行った。

(15) 職員体制、宿直・夜間警備の状況

日々利用者が安心安全に過ごし、緊急的な事態に備えるために、365日24時間の職員体制を実施した。夜間は宿直者及び夜間警備員により常時2名以上の体制で管理を行った。

(16) 研修の実施状況

サービスの質の向上を目指して、外部研修へ職員は参加し、施設内研修も積極的に実施した。

(17) 実習生受入状況

社会福祉士を目指す大学生の実習を受け入れ、福祉教育に協力した。

(18) 付帯事業の状況

中野区との委託契約に基づき、以下の事業を実施した。

- ・子どもショートステイ事業
- ・トワイライトステイ事業
- ・母子等一体型ショートケア事業
- ・子育て電話相談事業

以 上